



第 1 部 プランの改定にあたって

I

「改定うらやす男女共同参画プラン」の枠組み

1

「改定うらやす男女共同参画プラン」の目的

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいいます（男女共同参画社会基本法第2条）。

この定義を踏まえて、浦安市では、2002年（平成14年）、市民と民間、行政の協働による、21世紀の浦安市にふさわしい男女共同参画社会の実現をめざして「うらやす男女共同参画プラン」（以下「2002年プラン」）を策定し、さまざまな施策を総合的・計画的に推進してきました。

しかしながら、私たちを取り巻く社会経済情勢は、少子・高齢化の進行、家族構成や就業形態の多様化、高度情報化や国際化の進展など、急速に変化しています。それに伴い、国は2005年（平成17年）に「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。また、これを遡る2003年（平成15年）には、「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」を相次いで公布・施行しました。こうした状況を受けて、浦安市においても、市民を取り巻く新たな環境の変化に対応することが求められています。

「2002年プラン」の計画期間は2011年（平成23年）までとなっており、2006年（平成18年）は、おりしもその中間年にあたります。そこで、社会情勢の変化を踏まえて、後半期に向けてより一層充実した施策・事業を展開するため、「2002年プラン」を改定しました。

この改定による「改定うらやす男女共同参画プラン」（以下プラン）は、「2002年プラン」策定の趣旨を踏襲し、基本理念である「女と男が認めあい、共にかがやくまち・うらやす」をめざすことを目的としています。

◆ 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成について、基本理念、国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本となる事項等を定めた法律。1999年（平成11年）6月23日に公布・施行されました。（101ページ参照）。

2

プランの性格

- ① このプランは、「2002年プラン」を改定したものです。
- ② このプランは、「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」ならびに「千葉県男女共同参画計画」と整合性を保ちつつ、浦安市の特性を考慮しています。
- ③ このプランは、「浦安市総合計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、施策や事業を総合的・効果的に推進するものです。
- ④ このプランは、「男女共同参画社会づくりを進めるために（提言）」（2004年・浦安市男女共同参画推進懇話会）ならびに「うらやす男女共同参画プラン—後期5ヵ年に向けて—（意見書）」（2006年・浦安市男女共同参画推進会議）を反映しています。
- ⑤ このプランは、「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」（2005年度実施）やパブリック・コメントなどにおいて市民から聴取した意見、ならびに「男女共同参画社会づくりに関する職員意識調査」（2006年度実施）、「2002年度～2005年度事業調査」（「うらやす男女共同参画プラン事業調査」）を参考としています。

3

プラン改定のポイント

今回は「2002年プラン」の中間年にあたる見直しですが、次期計画策定につなげていくことを視野に入れた改定となりました。主な改定は、次にあげる7項目です。

(1) 基本計画と実施計画に分けました。

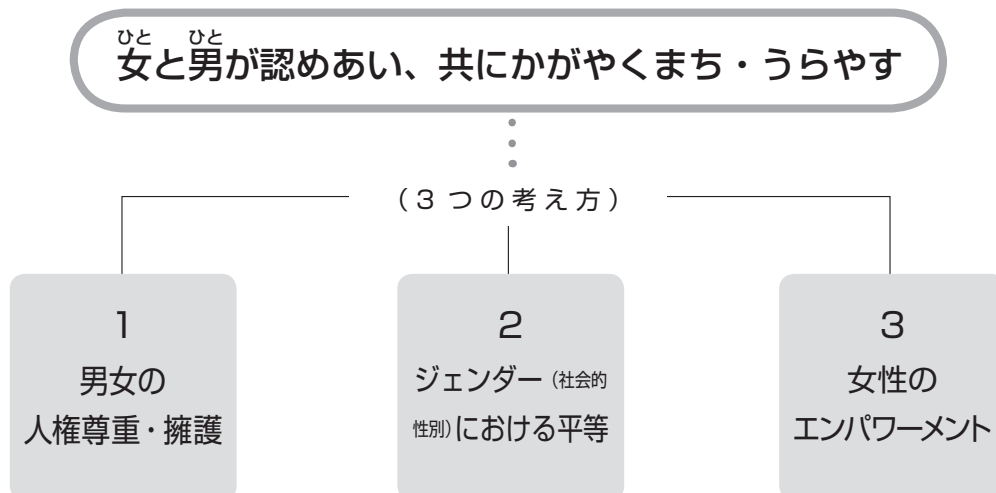
社会情勢の変化に対応した、実効性のある計画とするため、基本計画と実施計画に区分しました。基本計画は「基本理念、目標、方針」、実施計画は「施策、基本事業」で構成されています。

(2) 基本理念への理解を促すため、その考え方を明確にしました。

「2002年プラン」では、基本理念がどのような考え方に基づいて形成されているかについての説明が必ずしも十分とはいえない面がありました。そこで、より一層基本理念への理解を促すため、基本理念を形成している考え方を明確にしました。なお、浦安市がめざす社会像と基

本理念については、表現、内容ともに「2002年プラン」を継承していくこととしました。（詳細は41ページ参照）。

（基本理念）



（3）「ワーク・ライフ・バランスの推進」を目標の1つに掲げました。

「男女共同参画社会基本法」では、家庭・地域・職場等の活動に、男女がともにバランスをとって参画できるよう、基本理念の1つとして「家庭生活における活動とその他の活動の両立」があげられています。それを踏まえて、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」では、「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援」を重点事項の1つと位置づけています。

一方、急激な少子化の進展により国が積極的に推し進めている少子化対策では、男性の育児

◆ ジェンダー

人間には、生まれつきもっている生物学的性別（セックス）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「女性像」「男性像」があります。このような女性・男性の別を「ジェンダー（社会的性別）」といいます。ジェンダーは、それ自体に良い・悪いという価値を含むものではなく、国際的にも広く用いられている言葉です。

◆ 女性のエンパワーメント

男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的および文化的に力をもった存在になり、さまざまなレベルの意思決定過程へ参画して力を発揮していくことを意味しています。第4回世界女性会議の中で、この言葉が取り上げられました。

休業取得者を増やし、仕事と子育ての両立を図るため、「次世代育成支援対策推進法」によって、事業主に対して雇用環境の整備を義務づけています。

このように、国の政策は、家庭・地域と職場という2つの領域を両立させ、男女がともにバランスをとって暮らしていく方向へと、大きく転換しています。

職業生活と家庭・地域生活の調和を図ることは、働く女性・男性にかかわらず、すべての人にとって大切な暮らし方であるといえます。そこで、浦安市では、男女がともに家族としての責任を果たし、自立した生活を営んでいくために、「2002年プラン」の「目標Ⅲ 家庭・地域生活における男女の自立支援と共同参画」と「目標Ⅳ 労働における男女平等の促進」を統合し、「目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの推進」を掲げました。(図表1参照)

図表1. 目標の変更

改定内容	【参考-2002年プラン】
目標Ⅰ 生涯にわたる男女平等観にたった人間形成の推進	目標Ⅰ 生涯にわたる男女平等観にたった人間形成の推進
目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援の促進	目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援
目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの推進	目標Ⅲ 家庭・地域生活における男女の自立支援と共同参画
	目標Ⅳ 労働における男女平等の促進
目標Ⅳ 意思決定・政策立案過程への男女共同参画	目標Ⅴ 意思決定・政策立案過程への男女共同参画
目標Ⅴ 推進体制の整備	目標Ⅵ 推進体制の整備

◆ ワーク・ライフ・バランス

職業生活と家庭・地域生活の適切な調和。仕事中心ではなく、職業生活と家庭・地域生活の両方で充実感を求めることが、経営側にとっても全体として良い結果につながるという考え方にに基づき、1980年代後半頃からアメリカなどの企業で取り込まれてきました。日本では、2005年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されたことにより、少子化対策の一環として、仕事と子育ての両立を支援する取り組みが始まったことにより、ワーク・ライフ・バランスの考え方が取り入れられるようになりました。

(4) 方針を整理・統合し、明確にしました。

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の形成に向けた重要な理念として、男女の人権尊重を掲げています。「2002年プラン」の「目標Ⅱ」を「男女の人権尊重・擁護と健康支援の促進」と改め、さらに方針を整理・統合し、明確にしました。また、プランを推進するには、体制の整備・拡充も不可欠な要件です。「目標Ⅴ 推進体制の整備」についても、よりプランの実効性を高めるため方針を集約しました。(図表2参照)

図表2. 目標Ⅱおよび目標Ⅴの方針の変更

目標	改定内容	【参考-2002年プラン】	
目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援の促進	方針1. 男女の人権尊重と擁護のための対策と体制の整備	方針1. 女性の人権尊重と擁護のための対策づくり	
		方針3. 男女の人権擁護に向けた仕組みづくり	
	方針2. 互いの性の尊重を育む意識啓発の促進	方針2. 互いの性の尊重に向けての意識啓発と教育の促進	
	方針3. 生涯にわたる男女の健康支援の推進	方針4. 生涯にわたる男女の健康支援の推進	
方針5. 母性保護と母子保健の充実			
目標Ⅴ 推進体制の整備	方針1. 男女共同参画社会の促進	目標Ⅵ 推進体制の整備	方針1. 男女共同参画条例等の検討
			方針2. 庁内体制の整備
	方針3. 男女共同参画活動の拠点機能の検討		
方針2. 庁内推進体制の強化	方針4. 計画の進行管理・影響調査		
方針3. 協働ネットワークの構築	方針5. 協働参画ネットワークの構築		

(5) 目標を達成するための主要課題を明確にしました。

社会経済情勢の変化、国が策定した「男女共同参画基本計画(第2次)」、そして浦安市民の意識の変化などを踏まえ、後期5ヵ年において解決しなければならない課題を主要課題として明確にしました。主要課題は、以下にあげるとおりです。(詳細は36ページ参照)。

【主要課題】

1. 性別役割分業の解消に向け、男女共同参画の意識づくりが必要です。
2. 男女が互いに人権を尊重しあえる社会づくりが必要です。
3. 職業生活と家庭・地域生活との両立を支援する仕組みづくりが必要です。

4. 男女がともに意思決定・政策立案過程に参画できる仕組みづくりが必要です。
5. 男女共同参画社会づくりのための体制の強化が必要です。

(6) 主要課題の解決策として、強化・重点化する施策を明確にしました。

上記にあげた主要課題を解決していくために、実施計画では、目標ごとに強化する施策、重点的に取り組む施策を具体的にしました。また、施策を推進する事業を包括的にとらえ、その名称を「基本事業」としました。(50 ページ参照)。

(7) 市民にわかりやすい内容、表現に留意しました。

プランの目的や内容についての理解をより深めるため、本書の作成にあたっては、わかりやすい表記・表現に留意するとともに、コラムなどで用語解説をするなどの工夫をしました。

4

プランの推進

- ① 施策・事業の進行状況を把握するため、毎年度「うらやす男女共同参画プラン事業調査」(以下「事業調査」)を実施し、プランの進行管理を行います。
- ② 男女共同参画社会の促進に関する施策を総合的、効果的に推進するため、庁内関係各部の次長等で構成される「浦安市男女共同参画庁内推進会議」において、「事業調査」の結果に基づき施策・事業の方向と課題を検討します。
- ③ 男女共同参画社会の促進に関する施策について広く意見を求めるため、市長の諮問機関であり、学識経験者、市民によって構成される「浦安市男女共同参画推進会議」において、庁内の検討結果をもとに市民の視点で進行状況に関する評価を行い、必要に応じて市長に提言を行います。
- ④ プランについては、市の広報で公表するとともに、概要版等の作成・配布を通じて、広く市民に継続的に周知を図ります。また、「事業調査」の結果や「浦安市男女共同参画推進会議」の答申内容についても、ホームページ等を通じて、市民に公開します。

5

プランの期間

プランの期間は、2007年(平成19年)度から2011年(平成23年)度までの5年間とします。

Ⅱ プラン改定の背景

1

世界の動き

国際婦人年以降の主な動きは次のとおりです。

■ 1975年（昭和50年）国際婦人年・「世界行動計画」の採択

国際連合（以下・国連）は1975年（昭和50年）を「国際婦人年」としました。その年、メキシコ・シティで国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）が開催され、その会議の中で「平等・開発・平和」を目標とする「世界行動計画」が採択されました。また、翌1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までを「国連婦人の10年」と定め、「世界行動計画」を指針として、世界各国が女性の地位の向上と男女平等の実現に向けて努力することが決まりました。

■ 1980年（昭和55年）「女子差別撤廃条約」に署名

第34回国連総会（1979年）で「女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）」が採択され、翌1980年（昭和55年）、日本もコペンハーゲンで開催された「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）で署名しました。現在では、日本を含む182カ国が批准しています。この条約は、「女性の人権」の概念を明記し、男女の完全な平等の達成を目的として女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念に掲げており、女性の地位の向上と男女平等の実現に向けた政策の指針となっています。

■ 1985年（昭和60年）「ナイロビ将来戦略」の採択

ナイロビで「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）が開催されました。この会議では、「国連婦人の10年」の最終年にあたることから、10年間の成果を見直すとともに、西暦2000年に向けて目標達成のための努力を継続することが確認され、効果的措置をとる上でのガイドラインとなる「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

■ 1990 年（平成 2 年）「ナイロビ将来戦略勧告」の採択

国連経済社会理事会において、1995 年に世界女性会議を開催することを国連総会に勧告する決議がなされるとともに、「ナイロビ将来戦略勧告（婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論）」が採択され、実施の速度を速めることが各国に要請されました。

■ 1993 年（平成 5 年）「世界人権会議」の開催

ウィーンで開催された国連の「世界人権会議」において、「ウィーン宣言及び行動計画」が採択され、女性に対する暴力は人権問題と位置づけられました。また、第 48 回国連総会では、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶を訴える「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

■ 1994 年（平成 6 年）「国際人口・開発会議」の開催

カイロで「国際人口・開発会議」が開催され、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）」が人権の 1 つであることが確認されました。

■ 1995 年（平成 7 年）「北京宣言」および「行動綱領」の採択

北京で開催された第 4 回世界女性会議では、「世界人権会議」「国際人口・開発会議」などにおける宣言や行動計画を受けて、「男女平等・開発・平和」を目標に掲げ、女性のエンパワーメントに向けた課題を定めた「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」では、女性の地位の向上とエンパワーメントを達成するために、「女性と健康」「女性に対する暴力」「女性の人権」「女性とメディア」など 12 の重大問題領域が掲げられ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの促進、女性に対する暴力の根絶、意思決定・政策立案過程への女性の参画の促進などの戦略目標が提起されました。

■ 2000 年（平成 12 年）「女性 2000 年会議」の開催・「ミレニアム開発目標」採択

国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークで開催され、「北京宣言」と「行動綱領」に関する実施状況の検討・評価および完全実施に向けた今後の戦略についての協議が行われ、「政

◆ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖の健康を人権としてとらえよう」という考え方をあらゆる言葉です。1994 年（平成 6 年）、カイロで開かれた「国際人口・開発会議」において提唱され、今日では、重要な女性の人権の 1 つとして認識されるようになりました。その中心課題としては、性生活・妊娠・出産に対する安全の確保、選択・決定の自由、性感染症・エイズ・性暴力・売買春や女性が性の対象として扱われることが女性に対する人権侵害であること、などがあげられています。

治宣言」および「成果文書」が採択されました。

同じ年、147カ国の国家元首が参加した国連ミレニアム・サミットでは、21世紀の国際社会の目標として「国連ミレニアム宣言」を採択しました。この「国連ミレニアム宣言」と、1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合して「ミレニアム開発目標」とし、世界各国が取り組むべき21世紀の重要目標8項目が示されました。そのうちの「目標3」が「ジェンダーの平等と女性の地位向上」で、教育の機会や職場等における男女格差の是正、あらゆる分野における意思決定・政策立案に関する女性の参画の促進が、最重要課題と位置づけられました。

■ 2005年（平成17年）第49回国連女性の地位委員会閣僚級会合開催

第4回世界女性会議から10年目にあたることを記念し、2005年（平成17年）に国連の「第49回女性の地位委員会」が閣僚級会合として開催され、「北京宣言および行動綱領」「女性2000年会議成果文書」等の実施状況の評価・見直しとさらなる実施に向けた戦略、今後の課題等に関する協議が行われました。

ジェンダーの

?

シリーズ①

そもそも、ジェンダーって？

女性と男性、それぞれの性の特徴をたずねられたら、あなたはどのように答えますか。女性は、細くて華奢、やわらかい、丸みがある……、男性は、筋肉質、体力がある、たくましい……。それとも、細かい作業は女性に向いている、対外交渉は男性に向いている、女性は料理が得意、男性は工作が得意などなど……。身体的な特徴、行動パターンや役割、能力に関する事など、いろいろな答えが出てくるのではないのでしょうか。

日本語には「男女の別」をあらわす言葉は「性別」しかありません。そのため、一言で性別といっても、それが身体的な特徴なのか、行動パターンや役割、能力などの違いをさしているのが明確ではありません。それに対して英語には、セックス (sex) とジェンダー (gender) という2つの言葉があります。セックスは身体的特徴、つまり「生物学的性別」のことです。一方、ジェンダーは、日本語では「社会的性別」と訳されており、「行動パターンや役割、能力などは教育や環境、文化によって社会的につくられるものである」という認識のもと、「生物学的性別」とは区別して使われています。日本語にはこの「ジェンダー」にあてはまる言葉がないために、「ジェンダー（社会的性別）」という言葉そのまま使っています。

男女共同参画社会の実現には、「ジェンダー（社会的性別）における平等」がキーワードです。
(19ページへ続く)

2

日本の動き

日本においても、1975年（昭和50年）の国際婦人年以降、国際的な動きに対応する形で、女性の地位の向上と男女平等の実現をめざす取り組みが活発になりました。

■ 1977年（昭和52年）「国内行動計画」の策定

国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）で採択された「世界行動計画」などを受けて、婦人問題の課題および施策の方向、目標等を明らかにするため、「国内行動計画」が策定され、女性の地位の向上と男女平等に関する施策の推進や制度の整備が進められました。

■ 1985年（昭和60年）「女子差別撤廃条約」批准。「男女雇用機会均等法」公布

「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）の開催を控えて、「女子差別撤廃条約」を批准しました。また、条約批准に向けて、国籍法を改正するとともに（父系優先血統主義から父母両系主義へ）、勤労婦人福祉法を抜本的に改正し、「男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律）」を公布するなど、国内法を整備しました。

■ 1987年（昭和62年）「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定

「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）において採択された「ナイロビ将来戦略」を受け、「男女共同参加型社会の形成をめざす」ことを目標として設定した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

■ 1991年（平成3年）「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定

「男女共同参画社会の形成」をめざし、「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」を策定しました。この改定では、男女があらゆる分野へ平等に共同して参画することが不可欠であるという認識のもと、目標を「共同参加」から「共同参画」へ改めました。

■ 1995年（平成7年）「育児・介護休業法」施行

1991年に公布された「育児休業法」を一部改正して介護休業制度を導入し、育児や介護を行う労働者に対する支援措置を講じる「育児・介護休業法（育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者に対する福祉に関する法律）」を施行しました。この法律は、事業主に対し、育児休業および介護休業制度の制定、育児・介護を容易にする勤務時間等の措置を義務づけています。

■ 1996年（平成8年）「男女共同参画2000年プラン」策定

「北京宣言」および「行動綱領」を受け、内閣総理大臣の諮問機関である「男女共同参画審議会」が、西暦2010年までにめざすべき方向とそれに至る道筋を提案する「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創生—」を答申しました。これを受けて、国は「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を全面改定し、「男女共同参画2000年プラン—男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画」を策定しました。

■ 1997年（平成9年）「男女雇用機会均等法」の改正

募集・採用、配置・昇進・教育訓練などに関する女性に対する差別の禁止、ポジティブ・アクションに対する支援、セクシュアル・ハラスメントの防止などを定めた「男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）」を改正しました。

■ 1999年（平成11年）「男女共同参画社会基本法」公布・施行

男女共同参画の基本理念を明らかにするとともに、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、その課題解決に向けて、国、地方公共団体、国民が果たすべき責務を明らかにした、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

■ 2000年（平成12年）「男女共同参画基本計画」策定

「男女共同参画社会基本法」に基づき、2010年までを見通した長期的な政策の方向性と、2005年度末までに実施する具体的な施策を盛り込んだ「男女共同参画基本計画」が策定されました。

■ 2001年（平成13年）「DV防止法」施行

配偶者からの暴力に関する通報、相談、保護等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図ることを目的として、「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）」が公布・施行されました。DVは「ドメスティック・バイオレンス」の略語です。

■ 2003年（平成15年）「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」公布・施行

急速な少子化の進展に対応するため、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進する「少子化社会対策基本法」と次世代支援対策について、地方公共団体および企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進する「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

■ 2004年（平成16年）「DV防止法」の改正

保護命令制度の拡充や配偶者からの暴力の定義の拡大、自立支援を含む被害者の保護を盛り込むなど、「DV防止法」を改正しました。

■ 2005年（平成17年）「男女共同参画基本計画（第2次）」策定

2020年（平成32年）までを見通した「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。この計画には、国連が採択した「ミレニアム開発目標」を踏まえて、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大すること、男女平等を推進する教育・学習を充実させること、職業生活と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し、科学技術、防災、環境などの新たな分野への男女共同参画の推進、男女の性差に応じた的確な医療の推進など10項目が重点事項として提起されています。

■ 2006年（平成18年）「男女雇用機会均等法」の改正

男女双方に対する差別や間接差別、妊娠・出産などを理由とする不利益な取り扱いなどを禁止する「男女雇用機会均等法」の改正を行いました。

◆ ポジティブ・アクション

積極的改善措置。さまざまな分野における活動に参画する機会に関する男女間格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し活動に参画する機会を積極的に提供することを意味しています。「男女共同参画社会基本法」では国の責務として規定されており、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。また、民間の事業所等での取り組みも推奨されています。

◆ 間接差別

外見上は性による区別をしていなくても、実際にはどちらか一方の性に相当程度の不利益をもたらす制度・基準・慣行のことで、その制度・基準等が職務との関連性がないなど、合理性、正当性が認められないものをさします。たとえば、募集・採用にあたり、身長170cm以上、体重60kg以下などの身体的要件を加えたり、総合職の採用にあたり全国転勤を条件にしたり、家族手当や住宅手当を「世帯主」に限定したりするなどです。それらは、結果として、女性に対する差別にあたることが多いのが実情です。2006年に改定された「男女雇用機会均等法」に、間接差別の禁止が盛り込まれました。（105ページ参照）

国際婦人年以降の千葉県の動きは次のとおりです。

■ 1981年（昭和56年）「千葉県婦人施策推進総合計画」策定

「国内行動計画」の策定を踏まえて、女性の社会参加の促進と福祉の増進を図ることを目的として「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定しました。以来、「千葉県婦人計画」（1986年度～1990年度）「さわやかちば女性プラン」（1991年度～1995年度）と、時代の状況にあわせて計画を策定し、現状にあった各種施策を実施してきました。

■ 1996年（平成8年）「ちば新時代女性プラン」策定

「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を踏まえ、「2000年の千葉県」およびこれに基づく「ちば新時代5ヵ年計画」との整合を図り、男女共同参画社会の形成をめざすことを基本目標とした第4次の女性計画として「ちば新時代女性プラン」（1996年度～2000年度）を策定しました。

■ 2000年（平成12年）庁内に男女共同参画推進本部、企画部に男女共同参画課を設置

庁内推進組織として「千葉県男女共同参画推進本部」を、また、担当部署としてそれまでの社会部青少年女性課女性政策室を企画部に「男女共同参画課」として新たに設置しました。（2002年度の組織改編により総合企画部男女共同参画課と改称）

■ 2001年（平成13年）「千葉県男女共同参画計画」策定

「男女共同参画社会基本法」を受けて、「千葉県男女共同参画計画」を策定し、千葉県における男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的に推進してきました。

■ 2004年（平成16年）「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」の実施

千葉県における男女共同参画に関する現状と課題を把握するため、「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」を行いました。

◆ 性別役割分業

「男は仕事、女は家事・育児・介護」というように、性別で分けられ固定化された分業のこと。女・男という社会的なカテゴリーに付随した行動様式や態度であり、ジェンダー（社会的性別）の1つとされます。

■ 2006年（平成18年）「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定

2001年（平成13年）に制定されたDV防止法の施行にあたり、DV被害者の支援のため男女共同参画課内にDV対策担当チームを設置し、庁内体制の整備を図るとともに、2004年（平成16年）のDV防止法改正に基づき、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定しました。

また、「配偶者暴力相談支援センター」として「千葉県女性サポートセンター」を設置するとともに、千葉県女性センターおよび県内14カ所の健康福祉センター（保健所）を「地域配偶者暴力相談支援センター」として指定し、被害者の相談等の支援にあたる地域センターとしました。

ジェンダーの

?

シリーズ②

性別役割分業は、何が問題？

「わたし作る人、ぼく食べる人」というキャッチコピー、覚えている人もいるのではありませんか。1975年（昭和50年）、インスタントラーメンのテレビ・コマーシャルに登場し大流行しました。しかし、「食べる人＝男性」「作る人＝女性」というように性別で役割を固定化していることから、「男は仕事、女は家事・育児・介護」という「性別役割分業」を端的にあらわしていたため、視聴者から抗議が殺到し、放映が中止されたことでも話題になりました。

このように性別で役割を固定化することを「性別役割分業」といいます。性別役割分業は、単に、男女の役割が固定化しているために一人ひとりの個性が活かされない、ということだけが問題なのではありません。

たとえば、就業の場では、男性が仕事中心のライフスタイルであることが当然視されます。その一方で、女性には、結婚・出産退職を促すことにつながります。今日でもなお、第一子出産前に有職であった女性が第一子出産1年半後まで働き続けている割合はわずか23%にすぎません。また、賃金や管理職への登用などでも男女格差を生み出します。正規社員として就業を継続した場合の生涯賃金は大卒平均で2億7,600万円ですが、子どもの就学後にパートやアルバイトとして再就職する女性の場合は4,900万円と少なく、逸失率は80%を超えます。このように、性別役割分業は男女格差を生み出す要因なのです（内閣府「平成18年版男女共同参画白書」）。（34ページへ続く）

浦安市における動きは次のとおりです。

■ 1988年（昭和63年）「婦人政策係」の設置

女性問題に関する施策を総合的、効果的に推進していくために、浦安市総合政策推進室企画課に「婦人政策係」を設置しました（1990年に女性政策係に改称）。

■ 1989年（平成元年）「婦人政策に関する庁内研究会」の発足

庁内に「婦人政策に関する庁内研究会」を発足させ、「女性問題」に関する調査・研究を行いました。

■ 同年（平成元年）「女性問題に関する意識調査」の実施

女性問題に関わる生活実態と意識などを把握し、今後の施策推進のための基礎資料とするため、「女性問題に関する意識調査—浦安市女性問題基本調査—」を実施しました。

■ 1991年（平成3年）「浦安市女性問題に関する市民意識調査」「浦安市職員意識調査」実施

「女性問題に関する意識調査」の調査結果を踏まえ、女性問題解決の糸口を探ることを目的として、「浦安市女性問題に関する市民意識調査」と「浦安市職員意識調査」を実施しました。

■ 1994年（平成6年）「浦安市女性政策推進連絡協議会」の設置

女性政策の総合的かつ効果的推進を図るため、庁内に「浦安市女性政策推進連絡協議会」を設置しました。2001年（平成13年）、この会議を「浦安市男女共同参画推進連絡協議会」と改称し、さらに2005年（平成17年）には、各部の次長を委員とする「浦安市男女共同参画庁内推進会議」に改めました。

■ 1995年（平成7年）「浦安市女性政策推進懇話会」設置

女性政策の推進について広く意見を求めるため、学識経験者、市民などで構成される「浦安市女性政策推進懇話会」を設置しました。2001年（平成13年）、この会議を「浦安市男女共同参画推進懇話会」に改称しました。

■ 1996年（平成8年）「うらやす女性プラン」策定

男女の平等・自立と共同参画社会の実現をめざすことを基本目標に、21世紀に向けた女性政策に関する指針として「うらやす女性プラン」を策定しました。

■ 2000年（平成12年）「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」の実施

男女平等に関する意識や実態を把握し、今後の男女共同参画社会づくりに向けた施策推進の基礎資料とするため、「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」を実施しました。また、担当部署の名称を「男女共同参画班」に改称しました。

■ 2001年（平成13年）「人権・男女共同参画班」に改称

「男女共同参画班」を、幅広く市民の人権問題に取り組む部署として位置づけるため、「人権・男女共同参画班」に改称しました。

■ 2002年（平成14年）「うらやす男女共同参画プラン」の策定

「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」の結果等を踏まえて、「女と男が認めあい、共にかがやくまち・うらやす」を基本理念とする「うらやす男女共同参画プラン」を策定しました。

■ 同年（平成14年）「浦安市女性プラザ」の開設

男女共同参画社会づくりを推進する拠点として、情報発信・女性のための相談・ネットワークづくりなどを行う「浦安市女性プラザ」を、浦安市文化会館内に開設しました。

■ 2004年（平成16年）ホームページの開設

浦安市のホームページの中に「男女共同参画」に関するページを開設しました。

■ 同年（平成16年）提言書の提出

「浦安市男女共同参画推進懇話会」が、「男女共同参画社会づくりをすすめるために（提言）」を市長に提出しました。

■ 同年（平成16年）「浦安市男女共同参画推進会議」の発足

男女共同参画社会の実現を促すため、「浦安市男女共同参画推進懇話会」を改称し、諮問機関としての性格を有する規定を盛り込んだ「浦安市男女共同参画推進会議」を設置しました。

■ 2005年（平成17年）「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」の実施

「うらやす男女共同参画プラン」の中間年にあたることから、その見直しの基礎資料とするため、「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」を実施しました。

■ 2006年（平成18年）「男女共同参画社会づくりに関する職員意識調査」の実施

市職員の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、プラン改定の基礎資料とすることを目的として、「男女共同参画社会づくりに関する職員意識調査」を実施しました。

■ 同年（平成 18 年） 意見書の提出

「浦安市男女共同参画推進会議」が「うらやす男女共同参画プラン ― 後期 5 ヶ年に向けて ―（意見書）」を市長に提出しました。

■ 啓発誌・情報誌の推移

1990 年 (平成 2 年)	初めて市民向けの冊子として「女性問題入門―男女がともにいきいきと人間らしく生きるための Q&A」を発行。
1992 年 (平成 4 年)	市民向け冊子として、コミックによる「まことくんちの一大事」を発行。
1997 年 (平成 9 年)	「うらやす女性プラン」の策定により、女性の地位の向上と男女平等の実現に向けた施策の周知を図るため、広く市民に向けて「浦安市女性政策情報誌 wave U」を創刊。
2002 年 (平成 14 年)	「浦安市女性政策情報誌 wave U」にかわり、情報誌編集講座を受講した市民の制作による「男女共同参画社会をめざす情報誌 ポノ・ポノ」を創刊。また、同年、「浦安市女性プラザ」の情報提供事業の一環として、「女性プラザニュース」を創刊。

■ フォーラムや講座の推移

1989 年 (平成元年)	「女性問題」に関する意識啓発を目的として、「うらやす女性フォーラム」を開催。
2000 年 (平成 12 年)	「うらやす女性フォーラム」を「 ^{ひと} 女と ^{ひと} 男うらやすかがやきフォーラム」と改称し、その後、毎年実施。
2002 年 (平成 14 年)	「情報誌編集講座」を開催。その後、毎年実施。
2003 年 (平成 15 年)	女性が抱える問題を体系的に学ぶ講座として「ウーマンズ・カレッジ」を開催。その後、毎年実施。 「女性プラザミニ学習会」開催。
2004 年 (平成 16 年)	ジェンダーへの気づきを促す講座として「エンパワーメント女性学講座」を開催。その後、毎年実施。 情報提供事業の一環として講座形式の事業「インフォメーション・カフェ」を開催。その後、毎年実施。

5

浦安市の現況

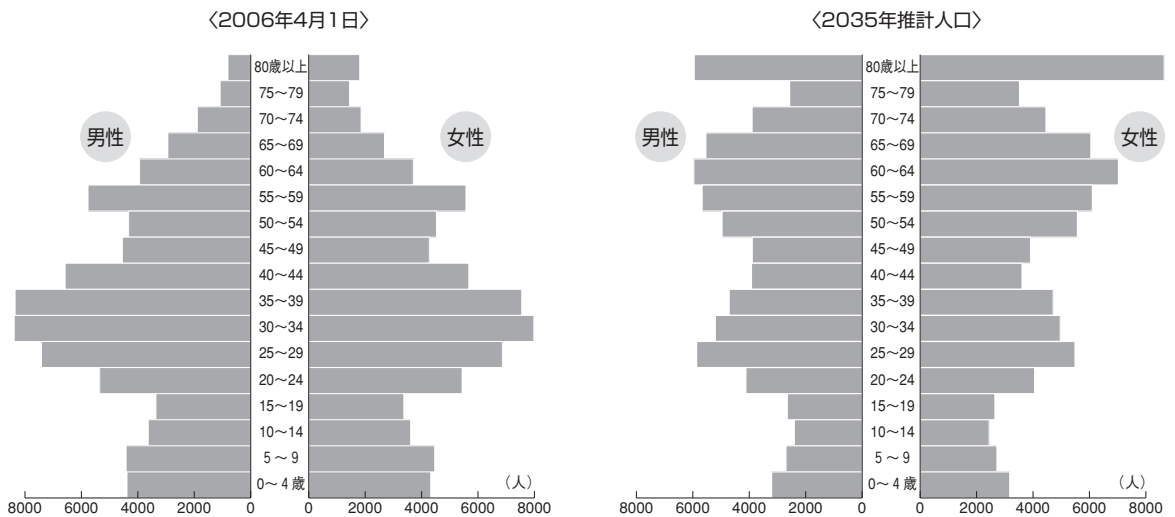
(1) 浦安市の人口・家族構成

◆これから高齢社会に向かう浦安市

浦安市の人口は、2006年（平成18年）4月1日現在、152,366人です。性別では、女性75,160人、男性77,206人で、若干男性のほうが多くなっています。

年齢階層別では、男女ともに20代後半から40代前半、50代後半の人口が多くなっています。しかし、2006年以降、65歳以上の高齢人口が増え続け、高齢化率は、2015年には14.7%となり、浦安市も高齢社会の仲間入りをします。さらに、2035年には26.7%となり、4人に1人以上が高齢者となる見込みです（図表1）。

図表1. 年齢階層別人口（2006年4月1日現在）と将来推計人口（2035年）



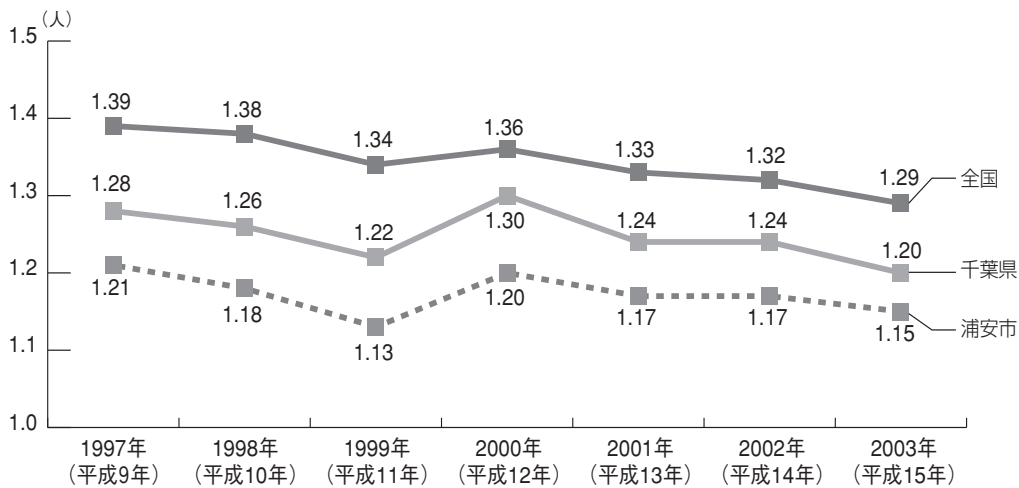
(浦安市資料)

◆急激に進む少子化

高齢社会は、単に高齢人口が増えるだけでなく、子ども人口が減ることとセットになっています。浦安市の場合、転入の増加（社会増）により子ども人口も増えていますが、子どもが生

まれることによる人口増加（自然増）は横ばいの状態です。図表 2 のとおり、合計特殊出生率も全国や千葉県よりも低く、確実に少子化が進行しています。

図表 2. 合計特殊出生率の推移

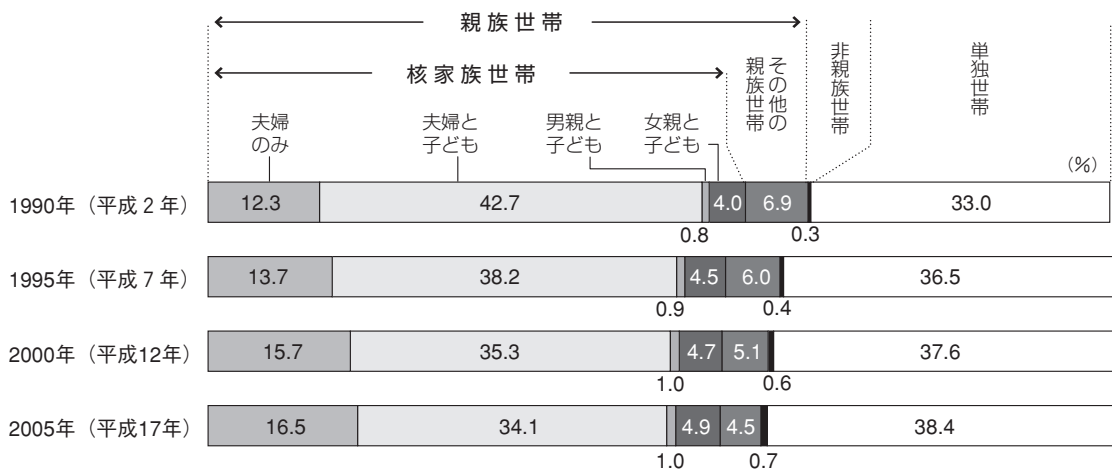


「人口動態統計」(厚生労働省)・(浦安市資料)

◆ 世帯人員数は減少傾向

浦安市の家族構成は、1990年(平成2年)では「夫婦と子ども」世帯が最も多かったのですが、2000年(平成12年)に単独世帯が「夫婦と子ども」世帯を上回りました。今後も世帯人員数の減少傾向が続くことが予想されます(図表3)。

図表 3. 家族構成(浦安市)



「国勢調査」

(2) 市民生活の実態と意識

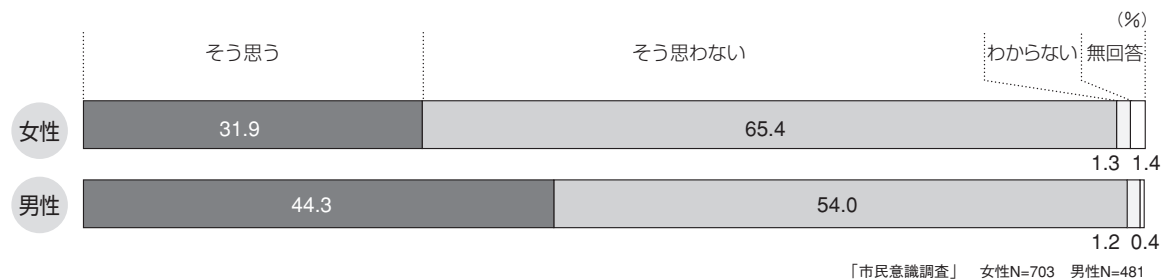
浦安市は、2005年度（平成17年度）に、「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査報告書」（以下「市民意識調査」）をまとめました。また、2006年度（平成18年度）には「男女共同参画社会づくりに関する職員意識調査」（以下「職員意識調査」）を実施しました。ここでは、主にそれらの調査結果をもとに、市民および職員の意識と実態を概観します。

男女共同参画社会づくりに向けた意識

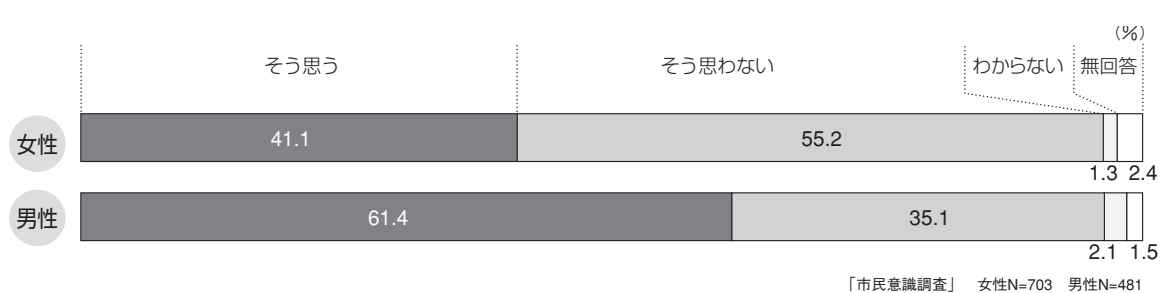
◆ 男女とも、性別役割分業には反対だが、男性は新性別役割分業には賛成が多い

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分業については、男女ともに「そう思わない」が「そう思う」を上回っています。しかし、「女性は仕事をもつのはよいが、家事・育児・介護もきちんとすべきである」という新性別役割分業については、男性は「そう思う」とする賛成が6割を超えています。

図表4. 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」（男女別）



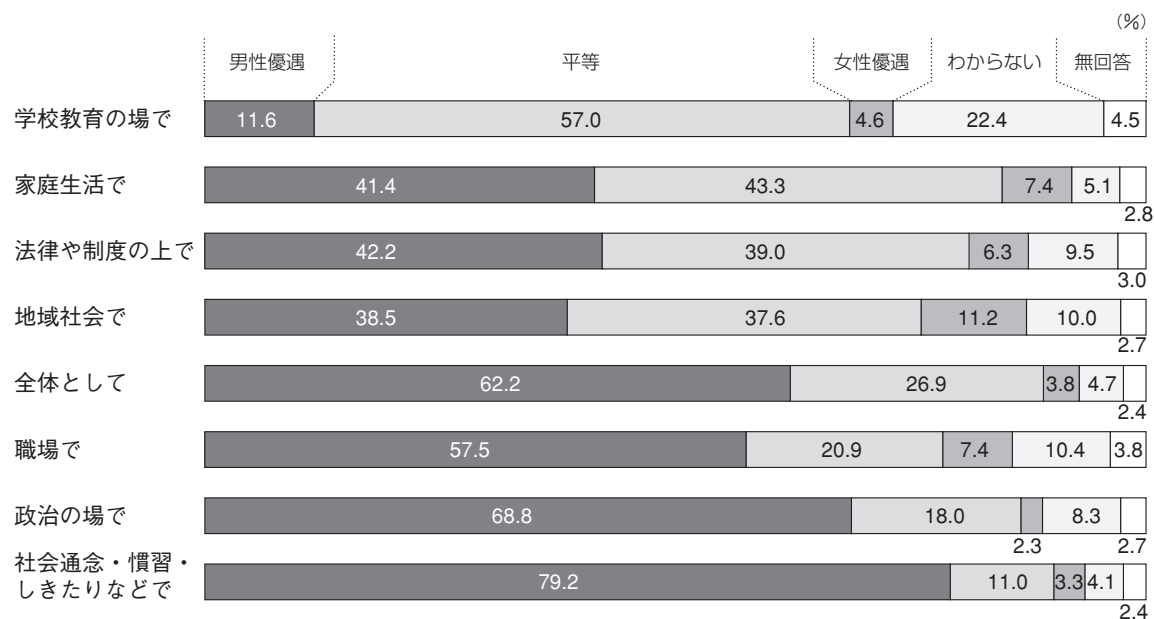
図表5. 「女性は仕事をもつのはよいが、家事・育児・介護もきちんとすべきである」（男女別）



◆「男性優遇」が多いのは「社会通念・慣習・しきたり」「政治の場」「全体として」「職場」

男女の地位の平等感をみると、「平等」が5割を超えるのは「学校教育の場」のみとなっています。そのほかの分野では、「男性優遇」の割合が高く、特に「社会通念・慣習・しきたり」「政治の場」「全体として」「職場」では5～8割近くが「男性優遇」となっています。

図表 6. 男女の地位の平等感（全体・平等の割合の高い順）



「市民意識調査」全体N=1206

◆ 学校に期待する男女平等教育は、職業、能力発揮、生活技術、性教育

学校における男女平等教育としては、職業に関する教育、能力・個性を発揮できるようにする指導、生活技術の習得、性教育への期待が非常に高くなっています。

図表 7. 学校における男女平等教育（複数回答 / 全体）

項目	割合 (%)
働くことの意味や多様な働き方などについての学習や職場体験	73.7
男女の別なく能力や個性を生かせるようにする生活指導や進路指導	72.9
男女ともに生活技術を身につける学習や指導	67.2
男女が互いの心と体を尊重できる性のあり方を学ぶ性教育	51.2
教師自身の意識啓発を図る男女平等教育の研修	40.5
男女平等意識を育てる学習や指導	31.3
児童・生徒の男女による役割分担をなくす学校生活	24.7
出席簿や座席などを男女で分ける習慣をなくすこと	16.5

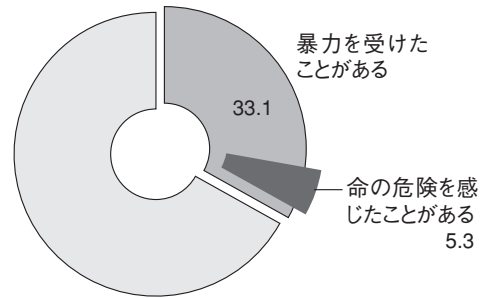
「市民意識調査」全体 N=1206

男女の人権尊重・擁護に関する意識

◆ 女性の20人に1人が命の危険を感じたことがある

図表8は、配偶者・パートナーから暴力を受けた経験のある女性に「命の危険を感じた」ことがあるかどうかをたずねた結果を、女性回答者全体に対する割合であらわしたものです。女性の20人に1人が「命の危険を感じたことがある」と答えています。

図表8. 配偶者・パートナーから暴力を受けた経験の有無（女性）

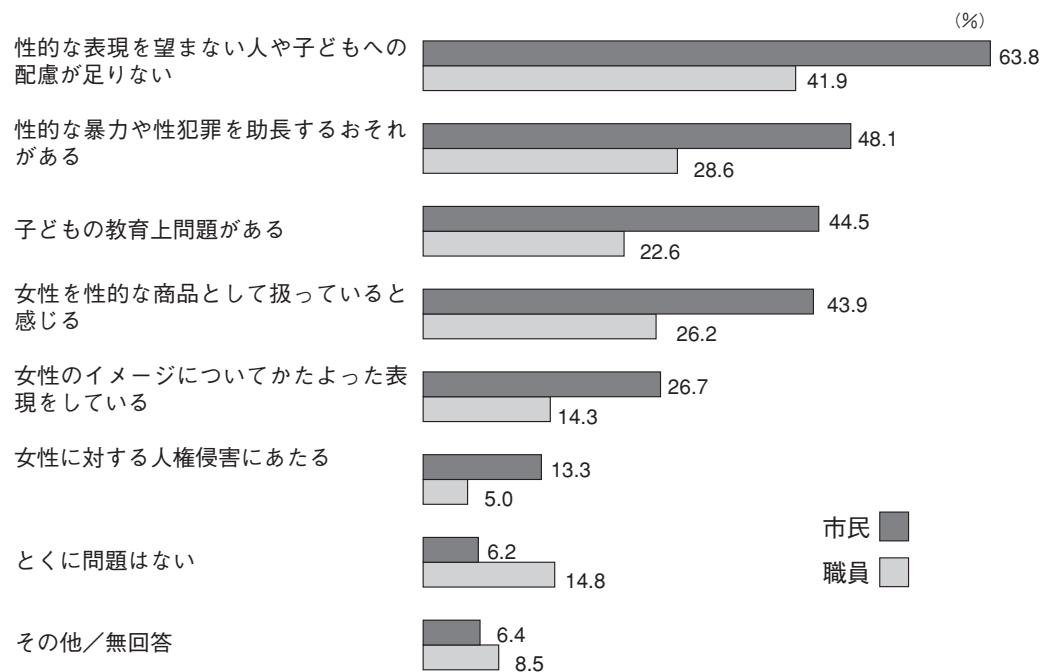


「市民意識調査」 (%) 女性 N=703

◆ メディアにおける性的表現を女性に対する人権侵害ととらえる人は少ない

テレビや雑誌、インターネットや携帯サイト、電車の中吊り広告など、メディアにおける女性に関する性的表現については、市民も職員も、女性に対する人権侵害にあたることへの理解が低いのが実情です。

図表9. メディアにおける女性に関する性的表現についての意識（全体）

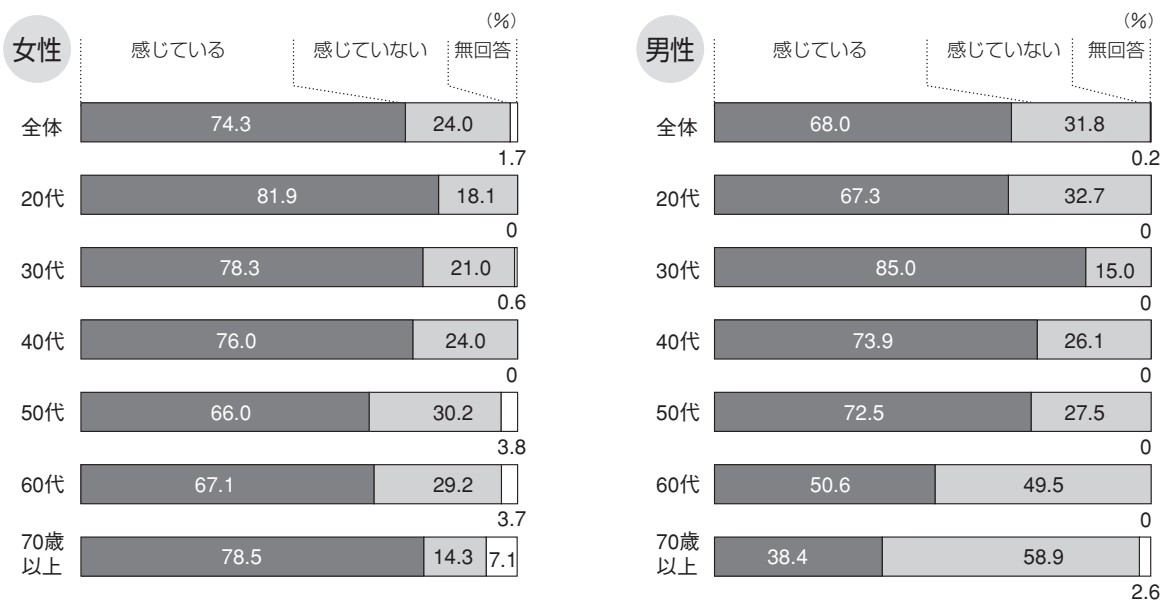


「市民意識調査」 全体N=1206
「職員意識調査」 全体N=1165

◆ 女性はその年代でもストレスを感じる割合が高い

日常生活におけるストレスの感じ方については、全体では女性のほうが若干「感じている」とする割合が高くなっています。年代別では、男性は60代以降では「感じている」割合が低くなりますが、女性の場合はどの年代でも「感じている」が6～8割台となっています。

図表 10. ストレスの感じ方（男女別・年代別）

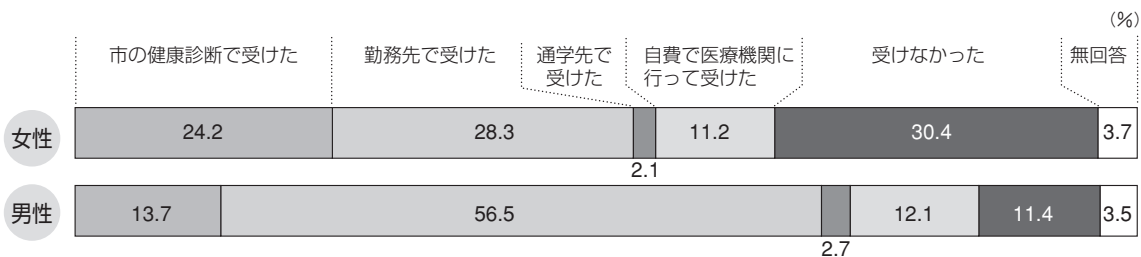


「市民意識調査」 女性20代N=116 30代N=171 40代N=146 50代N=159 60代N=82 70歳以上N=28
男性20代N=52 30代N=107 40代N=88 50代N=102 60代N=93 70歳以上N=39

◆ 女性の3人に1人は健康診断を受けていない

過去1年間の健康診断の受診状況をみると、男性は「勤務先で受けた」が最も多く5割を超えています。しかし、女性は「受けなかった」が最も多く、3割を占めています。

図表 11. 健康診断の受診状況（男女別）



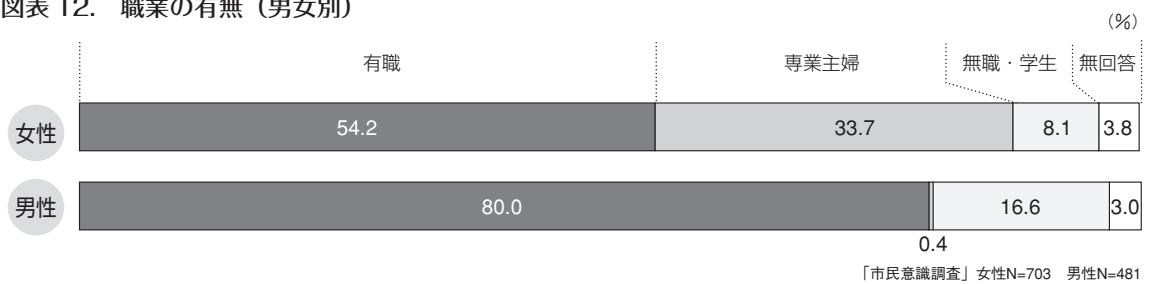
「市民意識調査」 女性N=703 男性N=481

職業と家庭生活の両立

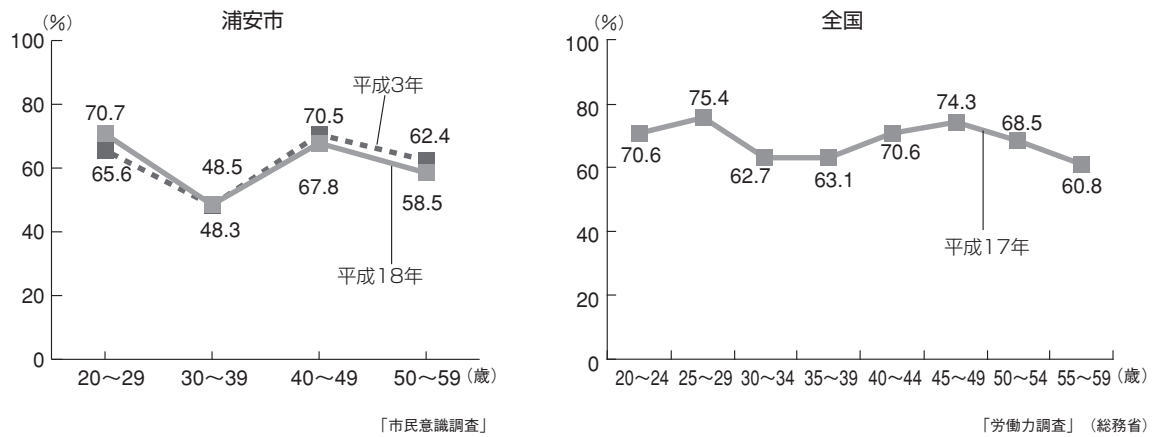
◆ はっきりと M 字型を描く女性の有職率

職業の有無では、男性は 80%と圧倒的に「有職」の比率が高くなっていますが、女性の場合は、「有職」が 54.2%、「専業主婦」が 33.7%となっています（図表 12）。女性の有職率を年代別にみると、一般に子育て期といわれる 30 代が低く、はっきりとした M 字型を描いており、全国と比べても有職者の比率が少なくなっています（図表 13）。

図表 12. 職業の有無（男女別）



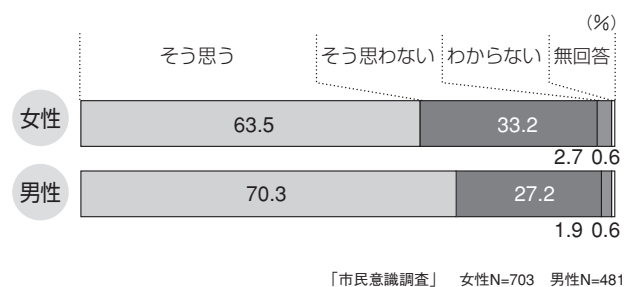
図表 13. 女性の有職率（年代別）



◆ 根強く残る三歳児神話

「子どもが 3 歳になるまでは、母親は育児に専念すべきである」とする、いわゆる三歳児神話については、男女ともに「そう思う」が 6 ~ 7 割と多くなっています。

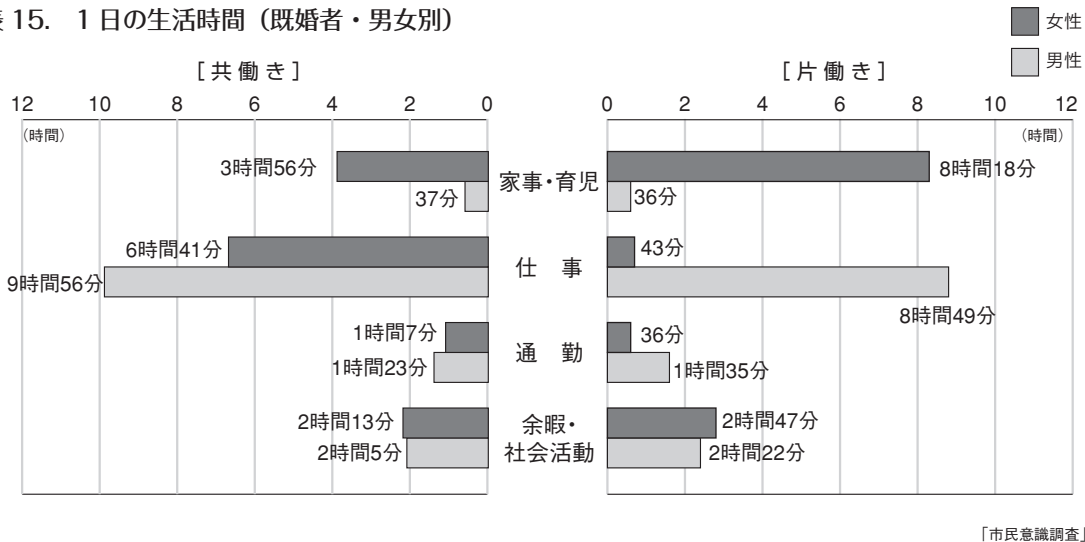
図表 14. 「子どもが 3 歳になるまでは、母親は育児に専念すべきである」（男女別）



◆ 共働きでも、男性の「家事・育児・介護」時間は37分

夫婦の働き方別では、片働きの場合の「家事・育児・介護」時間は女性が8時間以上で、男性はわずか36分です。共働きの場合でも、女性は4時間近くを「家事・育児・介護」に費やしていますが、男性は37分と非常に少ないのが実情です。

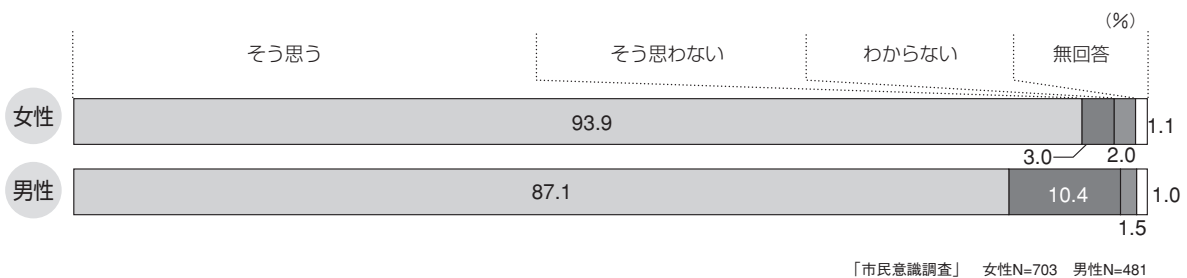
図表 15. 1日の生活時間（既婚者・男女別）



◆ 男性の育児参加には9割前後が賛成

「男親はもっと育児に参加すべきである」という考えに賛成する割合は、男女ともに9割前後となっており、特に女性のほうが「参加すべき」と感じている割合が高くなっています。

図表 16. 「男親はもっと育児に参加すべきである」（男女別）



女性の意思決定への参画

◆ 意思決定・政策立案過程に参画する女性はきわめて少数

浦安市では、審議会等委員に占める女性の割合は34%と比較的高くなっています。しかし、

校長や教頭に占める女性の割合、市の管理職に占める女性の割合は低いのが実情です。

図表 17. 審議会等委員に占める女性の割合

	1994年	1997年	2000年	2003年	2005年
国	11.3	16.6	20.4	26.8	30.9
千葉県	10.6	17.2	18.7	24.9	26.3
浦安市	22.0	22.4	28.2	34.8	34.0

図表 18. 校長・教頭に占める女性の割合

平成 16 年度

	小学校		中学校		高等学校	
	校長	教頭	校長	教頭	校長	教頭
国	18.0	21.8	4.5	7.7	4.9	5.5
千葉県	11.5	12.4	2.3	1.7	2.0	3.7
浦安市	0.8	0.2	0	0	0	0

図表 19. 市の管理職に占める女性の割合

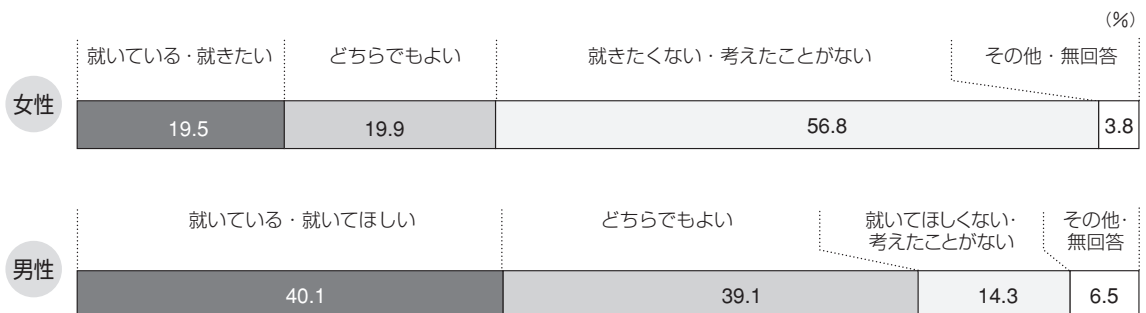
	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
浦安市	4.0	4.7	5.5	4.4	5.1	3.8
県内市町村	3.4	3.7	3.4	3.6	3.5	3.7

(浦安市資料)

◆ 女性の過半数が「責任ある立場に就きたくない」

女性が責任ある立場に就くことについて、女性は過半数が「就きたくない / 考えたことがない」と答えています。一方男性は、妻が責任ある立場に就くことについて、4割以上が「就いてほしい / 就いている」と答えています。

図表 20. 女性が責任ある立場に就くことについての意識

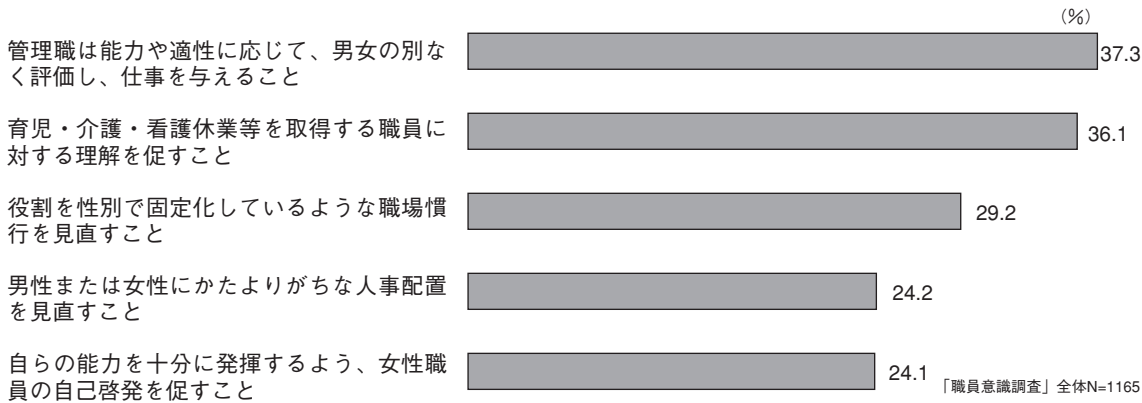


「市民意識調査」 女性N=703 男性N=481

◆ 女性の能力発揮にはジェンダー（社会的性別）における平等が不可欠

女性職員の能力発揮に必要なこととしては、「管理職は能力や適性に応じて、男女の別なく評価し、仕事を与えること」「育児・介護・看護休業等を取得する職員に対する理解を促すこと」「役割を性別で固定化しているような職場慣行を見直すこと」が上位3位に位置しています。

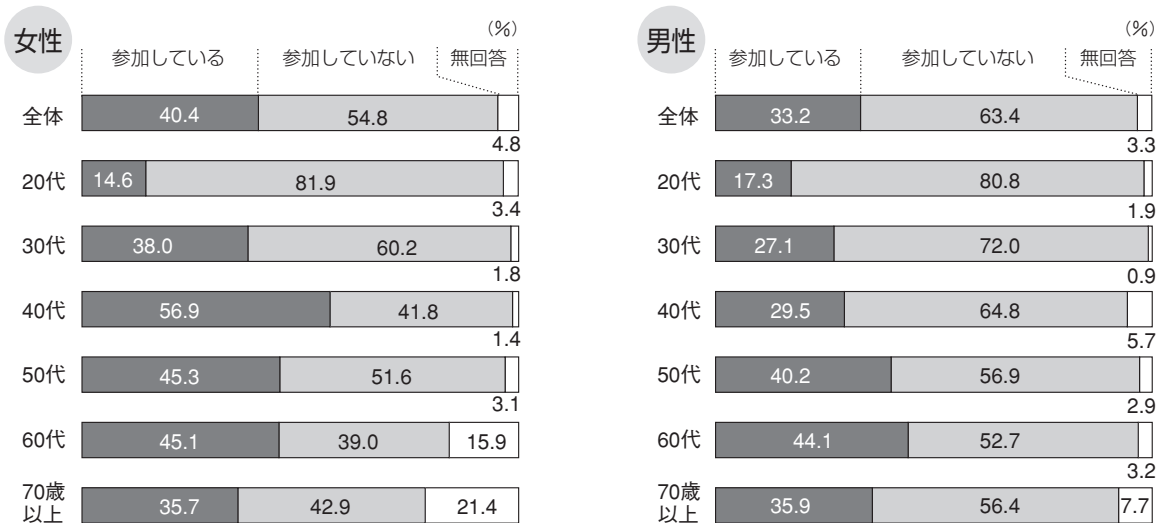
図表 21. 女性職員の能力発揮に必要なこと（全体・上位5位まで）



◆ 60代が多い男性の社会活動への参加

ボランティア、サークル、PTAなどの社会活動への参加状況では、女性が男性を上回っています。年代別に「参加している」とする比率をみると、女性は40代、男性は60代が最も多くなっています。

図表 22. 社会活動への参加状況（男女別）



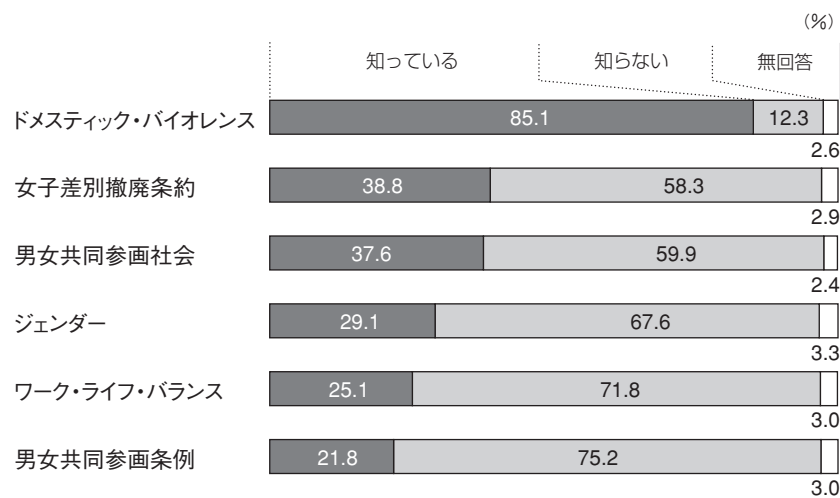
「市民意識調査」 女性N=703 男性N=481

男女共同参画社会づくり

◆ 認知度が低い男女共同参画に関する言葉

ドメスティック・バイオレンスについては8割以上と高い認知度ですが、そのほかの言葉については3～4割程度と低くなっています。

図表 23. 男女共同参画に関する言葉の認知度（全体）

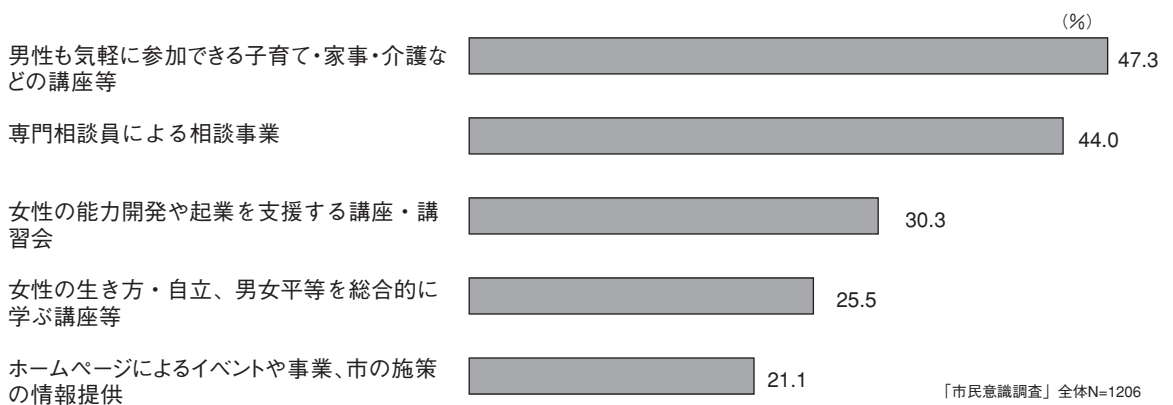


「市民意識調査」全体 N=1206

◆ 女性プラザで力を入れてほしい事業は、男性の家事・育児参加の促進と女性のための相談事業

女性プラザの事業については、男性が参加できる子育て・家事・介護の講座と相談事業への期待が高くなっています。

図表 24. 女性プラザで力を入れてほしい事業（全体・上位5位まで）

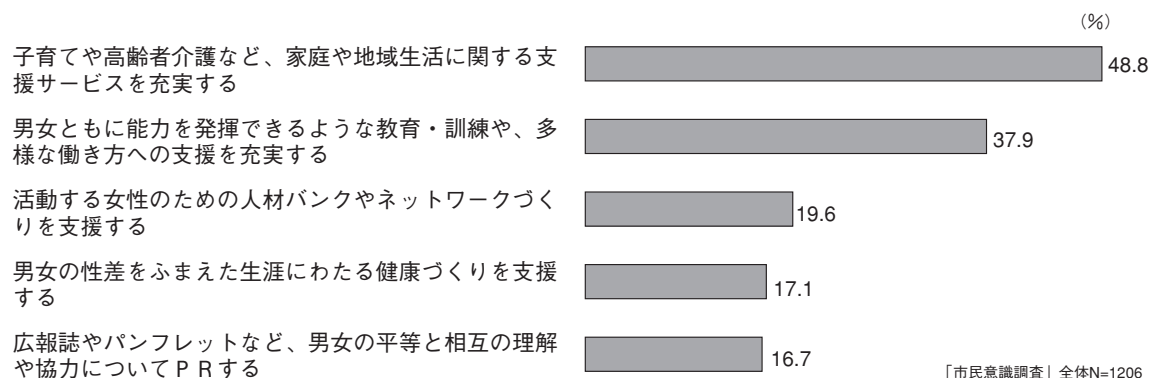


「市民意識調査」全体 N=1206

◆ 市に対しては家庭・地域生活と職業生活への支援を期待

男女共同参画社会を形成していくために浦安市が推進すべき施策としては、「子育てや高齢者介護など、家庭や地域生活に関する支援サービスを充実する」「男女ともに能力を発揮できるような教育訓練や、多様な働き方への支援を充実する」が多くなっています。

図表 25. 男女共同参画社会に向けて市が推進すべき施策（全体・上位5位まで）



ジェンダーの



シリーズ③

「ジェンダーフリー」が混乱を招いた？

1990年代の半ば以降、男女共同参画社会に関連する言葉として、「ジェンダーフリー」という用語がしばしば使われていました。直訳すると「ジェンダー（社会的性別）からの自由」となるため、「男女共同参画社会とは画一的に男女の違いをなくし、人間の中性化をめざす」ものであるという誤解を招き、批判が相次ぎました。そのため、2006年1月、国は各都道府県に「ジェンダーフリー」という言葉を使わないよう求める通達を出しました。

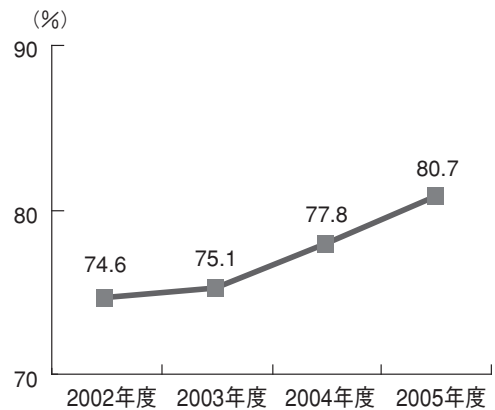
男女共同参画社会がめざしているのは、「ジェンダー（社会的性別）における平等」です。性別で役割を固定化する、男女をことさらに区別して扱う、性別を理由として評価に差をつけるなどの実態があることから、それらを是正し機会や処遇における不公平・不平等をなくしていくことで男女平等な社会に近づけようという取り組みです。

言い換えるなら、それは、女性も男性もともに自分の意思を大切に、「自分がなりたいと思う自分」になれる環境、仕組みをつくることでもあります。決して、生物学的性別（セックス）を否定して中性化をめざしているわけではありません。（53ページへ続く）

(3) プランの進捗状況

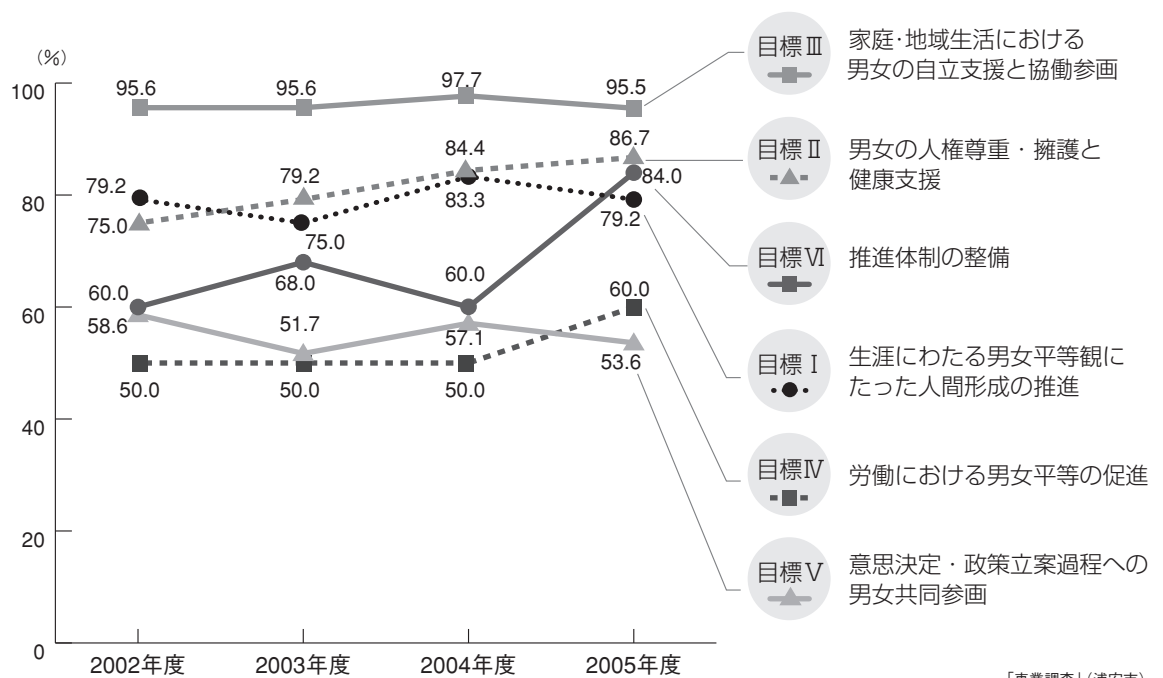
「2002年プラン」における事業は、図表26のとおり、年々実施率が上がっています。しかし、図表27にある目標別による実施率を見ると、ばらつきのあることがわかります。目標Ⅰ～目標Ⅲの実施率は毎年70%～100%近くにのぼっていますが、「目標Ⅳ 労働における男女平等の推進」「目標Ⅴ 意思決定・政策立案過程への参画」は実施率が50%～60%程度と低くなっています。それに対して、「目標Ⅵ 推進体制の整備」は2004年度までは60%台を推移していましたが、2005年度には80%を超えています。

図表 26. 年度別事業実施率（全体）



「事業調査」(浦安市)

図表 27. 目標別・年度別事業実施率



「事業調査」(浦安市)

Ⅲ

男女共同参画社会 づくりにおける 主要課題

前項「Ⅱ プラン改定の背景」にある「5. 浦安市の現況」のとおり、浦安市では、男女共同参画社会の実現に向けて、多くの課題を抱えています。それらの課題は、以下にあげるとおり、5つに集約することができます。これら5項目は、「第2部 基本計画」にあげる「3. 5つの目標」に対応しています。

(1) 性別役割分業の解消に向け、男女共同参画の意識づくりが必要です。(→目標Ⅰ)

「市民意識調査」によると、浦安市では、男女ともに、性別役割分業に反対とする割合が多くなっています。しかし、一日の生活時間をみると、現実の市民生活は性別役割分業によって営まれている様子がかがえまします。また、「職場」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり」などについては、男女ともに、男性が優遇されているという意識が強くなっています。

一方、学校に期待する男女平等教育としては、職業に関する教育や能力・個性を發揮できるようにする指導、生活技術の習得などが上位に上がっています。

このような実態を踏まえて、生涯学習・学校教育の場等を活用して、あらゆる年代の市民層に対して男女共同参画社会の理念を正しく理解できる機会や方法を工夫し、男女共同参画の意識づくりをより一層進める必要があります。

(2) 男女が互いに人権を尊重しあえる社会づくりが必要です。(→目標Ⅱ)

「市民意識調査」では、女性回答者全体の20人に1人が配偶者・パートナーから命の危険を感じるほどの暴力を受けたことがあるという結果が出ています。メディアにおける女性の性的表現が「女性に対する人権侵害にあたる」という意識もきわめて低いことが明らかになりました。また、日常の暮らしの中でストレスを感じる度合いは、女性のほうが高くなっていますが、女性の3人に1人は健康診断を受けていないという実態もあります。

生涯にわたって、心身ともに安全で健康な暮らしを営むことは、すべての人に保障されている権利です。男女がお互いの心と体について正しく理解し、お互いの人権を尊重する社会づくりが求められています。DVについての認識を深め、女性の人権を尊重する意識を育むとともに、男女の生物学的な違いを踏まえた心と体の健康づくりを進めることが必要です。

(3) 職業生活と家庭・地域生活との両立を支援する仕組みづくりが必要です。(→目標Ⅲ)

浦安市では、一般に子育て期といわれる30代の女性の有職率が40%台と低くなっています。その要因の1つとして、「子どもが3歳になるまでは、母親は育児に専念すべき」という、いわゆる三歳児神話を肯定する意識が、男女ともに強いことがあげられます。

共働きの男女の生活時間をみると、「家事・育児・介護」に要する時間は、女性4時間弱、男性40分程度と、男女の違いがきわめて顕著になっています。そうした実態を反映して、父親の育児参加について賛成とする割合が9割前後と高くなっています。

しかし、そのためには、働き方の見直しが急務の課題であるといえます。ワーク・ライフ・バランスは、女性の社会進出への道を開くだけでなく、男性が家庭における役割を担う環境を整えることにもつながります。浦安市においても、ワーク・ライフ・バランスという考え方を取り入れ、男女平等の視点にたった子育てや介護の支援、男女の就労環境の整備が必要です。

(4) 男女がともに意思決定・政策立案過程に参画できる仕組みづくりが必要です。(→目標Ⅳ)

浦安市では、審議会等委員に占める女性の割合は国や県などよりも高くなっています。しかし、校長や教頭、市の管理職に占める女性の割合はきわめて低いのが実情です。その一方で、「市民意識調査」「職員意識調査」では、責任ある立場に就くことに対して、女性自身が消極的であるという現実もあります。

また、社会活動への参加状況については、男性よりも女性のほうが若干参加率が高く、男性は定年退職時期に参加率が上がるという実態があります。

「事業調査」によると、「2002年プラン」における「目標Ⅴ 意思決定・政策立案過程における男女共同参画の促進」に関する事業は、ほかの目標と比べると事業の実施率が低くなっています。女性のエンパワーメントを図り、男女がともに意思決定・政策立案過程に参画できる仕組みをつくる必要があります。

(5) 男女共同参画社会づくりのための体制の強化が必要です。(→目標Ⅴ)

男女共同参画に関連する言葉の認知度をみると、DV以外はどれも認知度が低いことがわかりました。これは、浦安市が男女共同参画社会の実現をめざしていることが広く市民に周知されていないことをあらわしています。

「事業調査」によると、「2002年プラン」における「目標Ⅵ 推進体制の整備」に関する事業も比較的实施率が低くなっています。21世紀の浦安市にふさわしい男女共同参画社会を実現するには、それを推進していくための体制の強化が必要です。